

## 松戸里やま応援団 会則

(名称)

第1条 本会は「松戸里やま応援団」と称し、代表宅に事務所を置く。

(目的)

第2条 本会は、松戸市内の樹林地を良好な都市の緑地として整備し、その適切な活用を図ることにより、みどりと暮らす豊かな街づくりに資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 樹林地の整備・保全・活用にかかわる知識・技能の向上に資する活動
- (2) 次条に定める会員団体間の情報交換、連絡協議、協力支援
- (3) 樹林地を活かし、みどりへの理解を広める活動
- (4) 秋山の森を整備し、緑と触れ合う機会を提供する活動
- (5) その他、松戸市内の樹林地の保全に資する活動

(会員)

第4条 本会は、別表に記載した松戸市内の里やま活動団体及び本会の活動に参加する個人で構成する。

(連絡会)

第5条 本会の運営は、連絡会の協議に基づいて行う。

2 連絡会は、代表及び各会員団体が選任した者により、原則として偶数月に開催する。

3 連絡会は、次の役員を選出する。任期は2年とする。

代表1名、副代表2名以内、会計監査2名以内、及び運営委員数名。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、第5条第3項に定める役員で構成する。

2 運営委員会は、第7条に定める部会を統括する。

3 運営委員会は、原則として、奇数月に開催する。

(部会等)

第7条 本会に、次の部会を設ける。

- (1) 技術・安全部会
- (2) 森の活用部会
- (3) 講習担当部会
- (4) 秋山の森部会
- (5) 事務局・広報部会

(会費)

第8条 会費は、会員団体、個人会員ともに年1,000円とする。

(その他)

第9条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は連絡会の協議で定める。

2009年7月6日 制定

2015年3月2日 改訂

2021年2月1日 改訂

2021年4月5日 改訂

### (別表) 会員団体

松戸里やま応援団 一起の会、同 囲いやま森の会、同 三樹の会、同 里やまV・千駄堀、  
同 小浜の森の会、同 七喜の会、同 八輝の会、同 里やまQ、同 みなみの森の会、  
同 樹人の会、同 甚左衛門の森の会、同 樹護の会、同 いいなの会、  
同 オリンポスの山の会 (新規団体の加盟毎に別表に追加)